

教職員の飲酒運転に係る懲戒処分等基準

平成 14 年 10 月 22 日 制定
平成 18 年 9 月 1 日 一部改正
平成 18 年 11 月 24 日 全部改正
平成 30 年 10 月 31 日 一部改正
令和 3 年 3 月 5 日 一部改正

1 飲酒運転をした教職員

(1) 処分

飲酒運転（酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。以下同じ。）をした教職員は免職又は停職とする。

(2) 判断基準

当該教職員の故意又は過失の有無，交通事故の発生の有無その他の事情を総合的に勘案し，判断するものとする。

2 同乗者等

(1) 処分

飲酒運転と知りながら自動車に同乗し，又は運転をすることとなると知りながら飲酒を勧めるなどの行為をした教職員は，免職又は停職とする。

(2) 処分の減免

処分に当たっては，同乗後降車が困難な場所で飲酒運転を知った場合や，強要され同乗した場合など，特別な事情を考慮して減免することができる。

3 管理監督者

飲酒運転をした教職員を管理監督する立場にある教職員が指導監督を怠ったと認められるときは，相応の処分等を行うものとする。

4 適用期日

この基準は，令和 3 年 3 月 10 日以降に発生した事案から適用する。